

令和6(2024)年10月

一般社団法人日本学校教育相談学会
会 員 各 位

一般社団法人日本学校教育相談学会
会長 春日井 敏之
学会誌作成委員長 中村 豊

令和6年度「論文作成連続講座」開催のご案内

時下、会員の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本学会及び学会誌作成委員会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、学会誌作成委員会では、学会誌『学校教育相談研究』の論文水準を維持するとともに投稿数の増加を図り採択率を高めるため、「論文作成連続講座」を、次のとおり開催いたします。学会誌への投稿を考えておられる皆様におかれましては、積極的にご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

- 主 催** 一般社団法人日本学校教育相談学会
主 管 一般社団法人日本学校教育相談学会 学会誌作成委員会
- 日 時**
第1回 令和7(2025)年1月12日(日) 13:00~17:00
第2回 令和7(2025)年2月23日(日) 13:00~17:00
第3回 令和7(2025)年3月15日(土) 13:00~17:00
- 実施方法** Zoomによるオンライン
- 研修内容**
第1回前半 全体研修(講座のねらい, 研究倫理, その他)
後半 グループ研修(原稿を論文としていくために)
第2回 グループ研修(書き直した論文を相互検討)
第3回 グループ研修(論文としての最低限の体裁を整える)
- 募集定員** 9名(先着順)
必要条件
 - ・本学会正会員であること
 - ・第1~3回のすべて参加できること
 - ・論文原稿またはその素材を持っていること
- 受講料** 9,000円
- 研修方法** 参加者を3名ずつ3グループに分け, 各グループ1名の講師によるゼミ形式で論文をブラッシュアップします。
本講座の到達目標を「本学会の論文に求められる基本的なスキルを理解することができる。」「参加者がもっている問題意識を論文として執筆しようとする。」「参加者は能動的に講座担当者とのコミュニケーションをとれる。」としています。
- 講 師** 学会誌作成委員
全体研修 山崎 洋史
グループ研修 中村 豊・米田 薫・山田 洋平

9 受講申込

(1) 申込方法

下記の件名、本文の内容を明記して、学会誌作成委員会事務局にメールで申し込んでください。電話、郵送、ファックスでの受付はありません。

件名 論文作成連続講座参加申込
本文 (ア) 氏名 (イ) 支部名 (ウ) 会員番号
(エ) メールアドレス (オ) 論文タイトル (テーマ)
(カ) キーワード (3つ以内)
(キ) 書いてみたい論文の内容 (50字以内で簡潔に)

なお、投稿してみたい論文(未完成でも構いません)がある場合は、そのファイルを添付してください。その場合、(キ)の記入は不要です。ファイル添付前に、本学会投稿規定(学会誌第34号p99参照)に沿っているか確認してください。

学会誌作成委員会事務局のメールアドレスは、紙媒体でのご案内に記載しています。

(2) 申込期間

令和6(2024)年10月31日(木)13:00 から

令和6(2024)年12月20日(金)23:59 まで

なお、受講者9名が確定した場合は、申込期間中でも受付を終了します。その場合は、本学会ホームページにてお知らせします。

(3) 受講料振り込み

先着9名の方に、学会誌作成委員会事務局から受講料振り込みの依頼メールを送信します。メール内に指定された口座に、指定された期日までに振り込んでください。期日までに振り込みがない場合は、自動的にキャンセルとなりますのでご注意ください。

(4) 受講者の確定

受講料の振り込みを確認後、学会誌作成委員会事務局から受講受付書をメールで送付します。

受講料振込期日までに入金を確認できない場合は参加申込が取り消されます。その場合、定員に達するまで次の申込者に受講料振り込みの案内をします。

なお、受講者9名が確定した後、それ以外の方には先着9名に入らなかった旨をメールにてお知らせします。

また、受講確定後、自己都合により参加を取り消す場合は、受講料の返金はありません。代理の方の参加も認められませんのでご注意ください。

10 その他

- ① 受講者からグループ担当講師の希望はできません。論文原稿またはその素材の内容を基にグループ編成及び担当講師を決定します。
- ② 令和6年8月の愛知大会での論文作成ワークショップに参加されていない方も本講座の受講は可能です。
- ③ 本講座は論文の完成を目指すものではありません。受講者は各自支部のスーパーバイザー等の指導を得るなどでブラッシュアップし、8月末の論文投稿を目指してください。
- ④ 受講者の投稿論文も他と同様の審査を経ます。審査において優遇されることはありません。